船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰や人件費高騰の影響を受けている市内貨物自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することにより安定した物流事業の継続を支援することを目的とする。

２　船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和５６年船橋市規則第５０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支援対象者）

第２条　支援金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　貨物自動車運送事業法(平成元年法律第８３号)第３条の一般貨物自動車運送事業、同法第３５条第１項の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは同法第３６条第１項の貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

⑵　資本金の額又は出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の法人又は個人事業者であること。

⑶　令和８年１０月１日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。

⑷　市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の交付対象としない。

⑴　宗教上の組織又は団体若しくは政治団体

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

⑶　その他市長が適当でないと認める者

（支援対象車両）

第３条　支援金の交付対象となる車両（以下「支援対象車両」という。）は、次の各号に掲げる当該車両の自動車検査証の事項が、当該各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

⑴　登録年月日　令和８年１０月１日以前

⑵　自動車の種別　普通自動車、小型自動車又は軽自動車

⑶　用途　貨物又は特種
⑷　自家用・事業用の別　事業用
⑸　使用者の氏名又は名称　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と同一
⑹　使用の本拠の位置　市内　ただし、申請者が市内に本店を有するものにあっては、当該車両の本拠の位置が千葉県内である場合には対象とする。
⑺　有効期間の満了する日　申請時点で有効である車両

２　前項の規定にかかわらず、霊柩車、塵芥車、被牽引車、二輪自動車は支援対象車両とならない。前項第６号ただし書きに該当し、前項に規定する支援対象車両の本拠の位置が市外である場合、令和８年度中に、当該車両の本拠がある市区町村から当該車両にかかる維持費等の物価高騰に対する支援金等の交付決定を受けている車両又は本市より交付決定を受けた日から６月以内に当該決定を受ける見込みのある車両についても、支援対象車両とならない。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表に掲げる車両の支援額に支援対象車両台数を乗じて得た総額とし、その額が２００万円を超えるときは２００万円とする。

（交付申請）

第５条　申請者は、船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付申請書（第１号様式）（以下「第１号様式」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　交付申請する支援対象車両全ての自動車検査証の写し（令和 5 年 1 月以降に交付された電子車検証については自動車検査証記録事項の写し）
⑵　第２条第１項第１号の要件を満たしていることを確認できる書類
⑶　支援金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
⑷　第３条第６号のただし書きに該当し、当該車両の本拠の位置が市外である場合にあっては、商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し（発行から３月以内のものに限る。）
⑸　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、申請者は第１号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとし、オンライン申請を用いた場合は押印を不要とする。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付可否決定通知書(第２号様式)により申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付決定取消通知書（第３号様式）により支援金交付決定の取消しを通知し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金返還命令書（第４号様式）により命ずるものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金を受けたとき。

⑵　この要綱の規定に違反したとき。

（関係帳簿の整備等）

第８条　支援事業者は、支援金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後１０年間保管しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表

（一般・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業）

車種	定義	支援額/台
大型	車両総重量１１トン以上又は最大積載量６．５トン以上の自動車検査証に記載されている自動車の種別が普通自動車（以下「普通自動車」という。）である車両	２万３千円
中型	車両総重量５トン以上１１トン未満又は最大積載量３トン以上６．５トン未満の大型車両以外の普通自動車である車両	２万３千円
小型	大型車両及び中型車両以外の普通自動車又は自動車検査証に記載されている自動車の種別が小型自動車である車両	２万３千円
軽	自動車検査証に記載されている自動車の種別が軽自動車である車両	８千円

附　則

この要綱は、令和８年１０月５日から施行する。

第１号様式

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者

本店の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	㊞

＜この申請に関する連絡先＞

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

１　確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

□　一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること
□　令和８年１０月１日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
□　資本金の額又は出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の法人又は個人事業者であること。
□　支援対象車両の本拠の位置が市外（千葉県内に限る）である場合、令和８年度中に、当該車両の本拠がある市区町村から当該車両の維持費等の物価高騰に対する支援金等の交付決定を受けていないこと、又は本市より交付決定を受けた日から６月以内に決定を受ける見込みがないこと。
□　交付決定の内容等に関し、他市区町村へ確認を行うことについて同意すること。
□　市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
□　宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
□　暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

２　振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4 ケタ)	
支店名		支店コード(3 ケタ)	
預金種目			
口座番号（7 ケタ）			
口座名義人			
口座名義人（カナ）			

※　口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

３　交付申請額　※該当する箇所に記入してください

支援対象車両	Ａ一台あたり 支援額	Ｂ 申請台数		Ｃ交付申請額 （Ａ×Ｂ）
大型	23,000 円	台	台	円
中型		台		
小型		台		
軽車両（軽自動車）	8,000 円	台		円
合計（上限２００万円）				金　　円

※霊柩車、塵芥車、被牽引車（トレーラー）及び二輪自動車は対象外

《参考　車両定義》
一般貨物・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業

車種	定義
大型	車両総重量１１トン以上又は最大積載量６．５トン以上の普通自動車
中型	車両総重量５トン以上１１トン未満又は 最大積載量３トン以上６．５トン未満の普通自動車
小型	大型・中型車両以外の普通自動車・小型自動車
軽車両	軽自動車

○支援対象車両の要件

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和８年１０月１日以前
自動車の種別	普通自動車、小型自動車又は軽自動車
用途	貨物又は特種
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	船橋市内　ただし、申請者が市内に本店を有するものにあっては、当該車両の本拠の位置が千葉県内である場合には対象とする。
有効期間の満了する日	申請日時点で有効である車両

４　添付書類

- 交付申請する支援対象車両全ての自動車検査証の写し
 ※令和５年１月以降に交付された電子車検証については**自動車検査証記録事項の写し**を提出してください
- 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っていることを確認できる書類（許可書、届出書の控え等の写し）
- 支援金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- 申請者が市内に本店を有するものであって、当該車両の本拠の位置が市外（千葉県内に限る）である場合にあっては、商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し（発行から３月以内のものに限る。）

５　申請に関する補足

第２号様式

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付可否決定通知書

号
年　　月　　日

様

船橋市長

申請のあった船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します

交付金額　　円

２　交付しません

理由

第３号様式

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付決定取消通知書

号
年　　月　　日

様

船 橋 市 長

年　月　日付けの船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金の交付決定については、下記の理由により取り消しましたので、船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第４号様式

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金返還命令書

号
年　　月　　日

様

船 橋 市 長

船橋市貨物自動車運送事業者事業継続支援金第７条の規定により、次のとおり支援金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年　　月　　日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年　月　日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額	円		
既交付額	年　　月　　日　交付　＿＿＿＿円 計　＿＿＿＿＿＿＿＿円		